

公益財団法人MR認定センター
事業構造改革検討会議
検討結果報告書

2019年4月8日

公益財団法人 MR 認定センター

目次

1. はじめに.....	1
2. 本会議の構成.....	1
3. MR 認定制度の概要.....	2
1) 資格制度から認定制度へ.....	2
2) MR 教育研修要綱の制定.....	2
3) MR の知識レベルにおける 3 つのレベル.....	2
4) MR 認定試験.....	2
5) MR 認定証の発行と更新.....	3
6) 導入教育.....	4
7) 継続教育.....	4
8) 補完教育.....	5
4. 本会議の検討結果.....	5
1) 事業構造改革の基本方針.....	5
(1) センターの財務基盤強化.....	5
(2) MR 認定制度の抜本改革.....	5
(3) 企業内教育を効果的に推進するための環境整備.....	5
2) 事業構造改革を進める今後の方向性について.....	6
(1) センターの財務基盤強化.....	6
(2) MR 認定制度の抜本改革.....	7
(3) 企業内教育を効果的に推進するための環境整備.....	10
5. 今後のスケジュール.....	11
6. おわりに.....	12

1. はじめに

この数年で医療環境は大きく変化し、厚生労働省は地域包括ケアシステムによる多職種連携の推進、オンライン診療の推進、『医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン(以下「販売情報提供ガイドライン」という)』の遵守等を求めている。また、ICTの進歩により医療関係者はMRを介さなくても医薬品情報を入手することが可能な時代を迎え、MR活動は劇的に変化している。

公益財団法人MR認定センター(以下「センター」という)の前身である財団法人医薬情報担当者教育センターは1997年12月に設立された。これは、厚生省薬務局長(当時)の私的懇談会として設置された「21世紀の医薬品のあり方に関する懇談会」(座長:上村一 医薬品副作用被害救済・研究振興基金理事長)が1993年5月の最終報告において、MRの教育研修体制の充実とともに資質の向上策としてMRの資格化を早急に検討するよう提言したことに端を発している。センターは、「MRの資質が向上し医薬品の適正使用が図られて、もって国民の保健衛生の向上に貢献すること」を事業の目的としてMR認定制度を運用してきた。MR認定試験は、1997年12月の第1回から2018年12月の第25回までにのべ162,039名が受験し、129,229名の合格者(合格率79.8%)を輩出した。本制度は臨床検査薬や医療ガスなど他の医療関連業界の認定制度の参考となるなど、一定程度の社会的評価を受けてきた。また、2011年4月に「災害・事故の防止を目的とした事業」として内閣総理大臣より公益認定を受け、現在に至っている。

このように、センターは20年以上にわたってMR認定制度を運用しMRの資質向上に努めてきたが、環境変化に対応して制度を抜本的に見直す必要があることから、センターの高久史磨理事長より諮問を受け、『公益財団法人MR認定センター事業構造改革検討会議(以下「本検討会議」という)』を設置した。この度、高久史磨理事長に答申後、2019年3月25日に開催された理事会で承認されたので公表する。

2. 本会議の構成

委員

猿田 享男	慶応義塾大学名誉教授(評議員)
林 昌洋	日本病院薬剤師会副会長(評議員)
○田中 徳雄	日本製薬工業協会常務理事(理事)
寺田 弘	新潟薬科大学学長(理事)
南部 鶴彦	学習院大学名誉教授(監事)

○印:座長

事務局

佐藤 和人	MR認定センター専務理事
近澤 洋平	MR認定センター事務局長・総務部長

3. MR認定制度の概要

1) 資格制度から認定制度へ

1993年5月に「21世紀の医薬品のあり方に関する懇談会」の最終報告において、MRの資格化を早急に検討するよう提言されたのち、「医療におけるMR(医薬情報担当者)のあり方に関する検討会」(座長:小林功典 厚生年金事業振興団副理事長 1994年3月最終報告)、「MR資格制度検討会」(座長:上野公夫 日本製薬工業協会副会長 1996年7月最終報告)において具体策が検討された。これまで「MR資格制度」として議論されてきたが、教育研修を受講しない者はMR活動ができないとする「MR資格認定制度」として制定することとなった。それは、1979年から業界団体の自主規制としてMRに対する教育研修制度を充実させてきた経緯があったからである。なお、現在は「MR認定制度」と呼称している。

2) MR教育研修要綱の制定

センターは、MRに対する教育に関して必ず実施すべき基準として『MR教育研修要綱(以下「要綱」という)』を定め、企業に遵守するよう求めている。

要綱は、1979年に業界の自主的な教育研修のガイドラインとして日本製薬工業協会が定めた「医薬情報担当者教育研修要綱」を継承し、制度改定に対応して現在に至っている。

3) MRの知識レベルにおける3つのレベル

MRは段階的に成長することから、MRの知識レベルを次の3段階に大別している。

Aレベル:医学・薬学などに関するMR共通の基礎知識、一般知識を有しており、MR認定試験によって証明されるレベル

Bレベル:個別製品に関する知識、説明能力を有しており、医療機関や薬局の要請に応じ得る望ましいレベル

Cレベル:より専門的な知識・能力を有した分野別MR、上級MRレベル

導入教育はAレベルと、Bレベルの一部を習得する教育研修であり、MR認定試験はAレベルに到達していることを証明するものである。継続教育はAレベルを維持しつつ、より高いBレベルを習得し、さらにはCレベルを目指す教育研修である。

4) MR認定試験

MR認定試験は、導入教育のうち基礎教育で学んだ知識の習得度を客観的に評価するものである。

- ・受験資格:導入教育の基礎教育を修了認定された者
- ・試験科目:「医薬品情報」「疾病と治療」「MR総論」ただし、医師、歯科医師および薬剤師は「医薬品情報」と「疾病と治療」の2科目を免除
- ・試験時期:毎年12月
- ・試験会場:東京、大阪
- ・不合格者の合格科目の有効期限:初回受験年月から5年間

5) MR認定証の発行と更新

MR の認定を得るためには、必ず導入教育を受講しセンターの修了認定を受けなければならない。導入教育は「基礎教育」と「実務教育」に分かれており、基礎教育の修了認定を受けるとMR認定試験の受験資格が得られる。MR認定試験に合格し、実務教育および6カ月以上のMR経験の修了認定によってMR認定証が交付される(図1)。

また、MRである者は必ず継続教育を受講しセンターの修了認定を受けなければならない。5年間の継続教育の修了認定を受けることでMR認定証は更新される。なお、MR以外の職種への異動、退職などにより継続教育の修了認定に空白年度(未修了の年度)がある場合は、その空白年度に応じた補完教育を受講し、修了認定されると更新条件が満たされる(図2)。

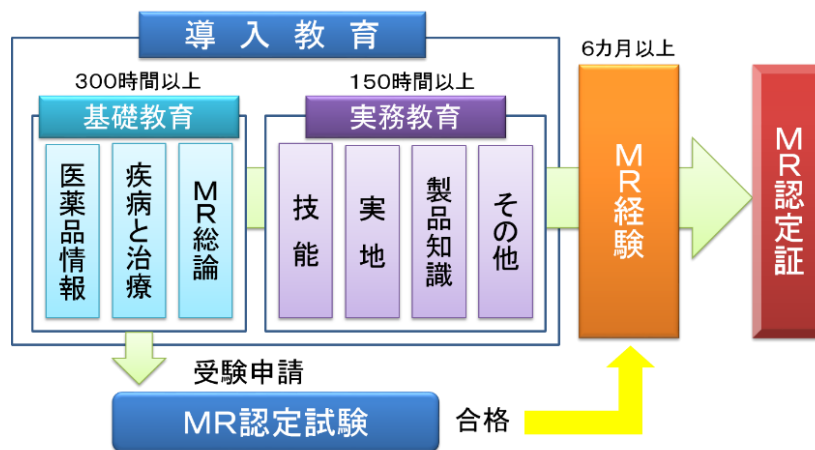
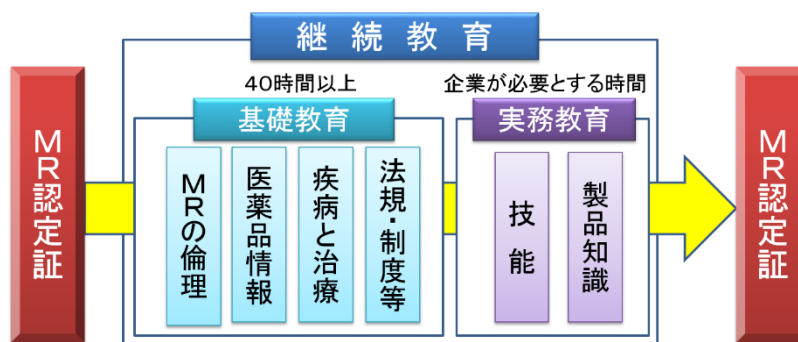


図1 MR認定証の交付



更新要件: 5年間の継続教育の修了認定を受けること

補完教育: 継続教育の修了認定に空白年度がある場合、空白年度に応じて受講し、修了認定を受けること

図2 MR認定証の更新

6) 導入教育

導入教育とは、要綱で「MRとして活動する予定の者は導入教育を受けなければならない」と定められ、MRとして必要な基礎的知識などの資質を養成し、習得させる研修である。導入教育は、次のように「基礎教育」と「実務教育」に大別される。

基礎教育:MRに共通する基礎的な学術知識、一般知識であり、「医薬品情報(基礎的薬学知識)」、「疾病と治療(基礎的医学知識)」、「MR総論(法規、制度、PMS、倫理などの一般知識)」の3科目から構成されている。基礎教育の学習到達目標を示す『導入教育「基礎教育」コアカリキュラム(2016年2月改訂)』は、企業の教育研修担当者などから構成されるカリキュラム委員会によって作成される。カリキュラム委員会は教育研修委員会の下部組織に位置付けられ、6年に一度内容の見直しを行っている。MRテキストはコアカリキュラムに基づいて作成されることから、6年に一度全面改訂(改版)を行っている。

実務教育:製品教育、技能教育、マナー教育、実地研修などを総称したもので、各社独自のカリキュラムに則って実施される。

習得すべき科目と履修時間は図3のように要綱で定められている。

7) 継続教育

継続教育とは、要綱で「MRとして活動する者は継続教育を受けなければならない」と定められ、MRが習得した基礎的知識などの資質を維持・向上させる教育研修である。導入教育と同様に基礎教育と実務教育に分かれており、習得すべき科目と履修時間は図4のように要綱で定められている。

導入教育		継続教育	
【基礎教育】		【基礎教育】	
医薬品情報	標準70時間	MRの倫理	標準10時間
疾病と治療	標準150時間	医薬品情報	標準10時間
MR総論	標準80時間	疾病と治療	標準10時間
【実務教育】		法規・制度・PMS	標準10時間
技能・実地	必須150時間以上	【実務教育】	
製品知識	企業が必要とする時間	技能・実地	企業が必要とする時間
その他	企業が必要とする時間	製品知識	企業が必要とする時間

図3 導入教育の科目と履修時間

図4 継続教育の科目と履修時間

8) 補完教育

MR 職についていないなどの理由で MR 認定証の更新条件を満たしていない場合、センターが実施する補完教育を空白年度分受講し、修了認定されれば更新条件が満たされる。補完教育は CBT(Computer based test)により行われるもので、受講申し込みは MR 認定証の有効期限の前年の 6 月から、センターのホームページより行う。受講の申し込みは、MR 認定証の有効期限前に完了しなければならない。

4. 本会議の検討結果

1) 事業構造改革の基本方針

本会議では、事業構造改革を進めるにあたって次の3つのテーマを取り上げた。

- ・センターの財務基盤強化
- ・MR 認定制度の抜本改革
- ・企業内教育を効果的に推進するための環境整備

(1)センターの財務基盤強化

公益財団法人の認定要件の一つに収支相償がある。収支相償とは、公益目的事業である「試験事業」と「教育研修事業」においては、収入がその実施に要する適正な費用を超えてはならないとするものである。公益事業の赤字が続くと組織を維持し事業を継続することはできなくなることから、収益事業である「テキスト頒布事業」で適正な利益を得る必要がある。

センターは、利用者の利便性を最優先に考えて MR テキスト 2012 年版を廉価に頒布し毎年改訂するなどしたが、その後 MR 認定試験の受験者数が減少し MR テキストの頒布部数が漸減した。改訂版の頒布による制作費の増加と不良在庫の増大が財務基盤を悪化させる最大の要因となった。

(2)MR 認定制度の抜本改革

センターは MR 認定制度を通じて MR の資質向上を目指し、MR が備えるべき最低限の資質を有することの証として MR 認定証を発行している。しかしながら、一部の MR による科学的根拠に基づかない情報提供や、不適正な使用を助長すると考えられる行為など医薬品の適正使用に影響を及ぼすおそれが懸念されたことから販売情報提供ガイドラインの施行に至ったことを考えると、MR 認定制度を見直さざるを得ない。

販売情報提供ガイドラインでは、経営陣の責務として社内体制の整備や MR 等への教育の実施などリーダーシップを発揮することを求めており、MR の資質向上は急務である。MR 認定制度を抜本的に見直し、企業内教育をさらに充実させる必要がある。その際、MR 認定制度が業界全体の総意で制定されことから、センターは企業から意見を求めるなどして、業界の総意として MR 認定制度の抜本改革に取り組まなければならない。

(3)企業内教育を効果的に推進するための環境整備

センターの前身である財団法人医薬情報担当者教育センターは、設立当初より各業界団体と MR に対する効果的な教育研修の進め方などについて意見交換の場を持ち、MR の資

質向上に積極的な役割を果たしてきた。しかしながら、一部の企業からは、センターは公益財団法人に移行し MR 認定センターと呼称が変わり、MR の資質向上への取り組みよりも認定業務に注力するようになったと指摘されている。センターは事業目的に則って、MR の資質向上に向けて積極的に企業を支援するよう努めなければならない。

2) 事業構造改革を進める今後の方向性について

(1) センターの財務基盤強化

センターの財務基盤を強化するために、次の3点について検討した。

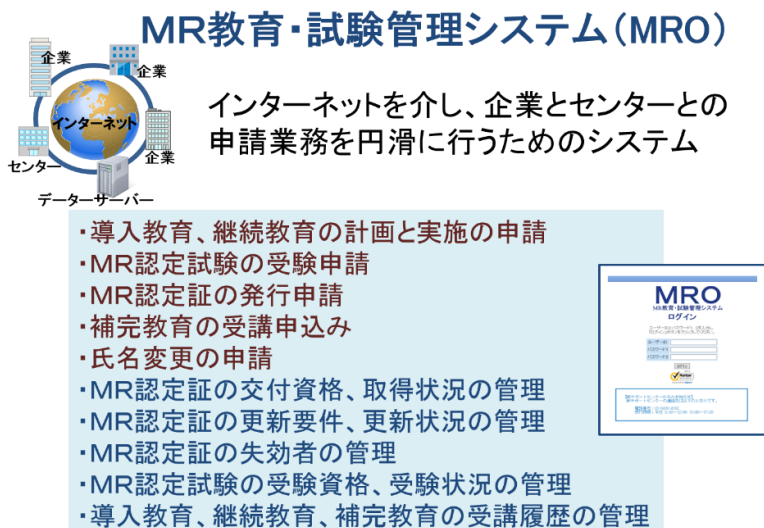
- ・組織をスリム化して経費を圧縮する。
- ・MR 教育・試験管理システム(MRO)の機能を見直し、改修等の費用を削減する。
- ・収益事業である MR テキストの頒布事業を見直し、適正な水準の利益を確保する。

①組織をスリムにして経費を圧縮する。

2019 年 4 月以降企画部長を空席とし、その業務を事務局長が兼務すること。また、従来業務を見直し、優先順位の低い業務については廃止を含めて検討すること。また、監事監査を強化し、決算報告に加えて今後の事業計画とそれに伴う収支見通しを示すこと。

②MR 教育・試験管理システム(MRO)の機能を見直し、改修等の費用を削減する。

センターは MR 個々の教育履歴や試験結果を管理し、受験申請や認定証の発行、更新などの業務を正確に行うため、『MR 教育・試験管理システム(MRO: 以下「本システム」という)を運用している(図5)。



MR 認定制度においては、企業が責任をもって自社の MR に対する教育研修を行い、センターはその結果を管理する必要があることから、各社とセンターは本システムを利用して各種申請や登録、認定などの業務を迅速かつ正確に推進している。

本システムは、制度の改定に伴って改修が必要になるとともに、かつてのシステムでは OS のサポート期間終了などによって6～7年のスパンで定期的に改修が必要であった。この改修費用はセンターの事業規模に比して過大であることから、本システムの機能を縮小させ、今後のシステム改修やメンテナンスに関わる経費の削減を図ること。また、適切なアプリケーションを活用するなどシステムの設計を根本的に見直すことを視野に入れること。

③収益事業である MR テキストの頒布事業を見直し、適正な水準の利益を確保する。

収益事業が適正な利益を確保できるよう、MR テキストの価格や制作・頒布方法を見直す必要がある。MR テキスト 2018 年版は 2012 年版の制作・頒布方法を見直して頒布価格を引き上げるとともに、改訂版を発行せず追補の発行で対応している。これにより、制作費の圧縮や不良在庫の抑制が期待できる。

今後、MR テキストの頒布部数の拡大を図り、適正な利益を確保すること。また、テキストの電子化などによる利便性の向上と、制作方法や頒布方法等を検討すること。

(2)MR 認定制度の抜本改革

医薬品情報の媒体が多様化し、医療関係者は必要な医薬品情報を Web サイトから簡単に入手できる時代になった。今後、企業は医薬品の安全管理を徹底し、MR は情報収集と安全管理情報の確実な伝達に一層の注力しなければならない。そのため、MR に対する教育研修の内容や進め方について十分検討する必要がある。

MR 教育研修制度は 1979 年に業界団体の自主的な取り決めによって始まり、その考え方を継承して MR 認定制度として今日まで運用している。MR の資質向上に必要なカリキュラムとして科目と履修時間を設定し、これを満たした際に修了認定するという方式をとってきた。しかしながら、定められた時間を履修したからといって基準となる知識レベルに十分到達しているとは言い難い。また、MR の経験年数や出身大学などの専門分野によって学習内容の理解・習得に必要な時間に差があることから、一律に時間を定めて教育研修の修了認定する制度は、抜本的に見直す必要がある。

平成 20 年 7 月 15 日付 MR 教育センター発第 80 号において、次の通知を発出している。

1. 継続教育の充実について

「MR の資質向上に、生涯教育である継続教育の充実が有効であることは言を待たない。しかしながら、現状を見ると必ずしも効果的に実施されているとは言えず、「MR 教育研修要綱」に定められた継続教育の時間だけを履修することが目的と考えられている向きも一部にみられる。

今後は、学習目標や到達目標を定め、履修主義から習得主義に重点を移すことを目指して、教育の成果の確認をすることが必要になる。また、継続教育は、導入教育と異

なり、各社が求める MR の資質を共通に定めるのは難しいことから、その教育目標は各企業の責任において定めることとする。」

1) 企業の責務

① センターが平成 17 年 3 月に策定した「MR の果たすべき役割(注:2017 年 3 月改訂)」と、自社の企業理念や経営方針を踏まえて、自社の「MR 像」を策定する必要がある。そして自社の「MR 像」実現に向けた継続教育カリキュラムを作成し、成果の得られる教育研修が実施できる体制を整える。

② 教育成果の評価方法を教育の実施前に作成する。その方法については、センターで特には定めないが、公正な評価が可能な方法とし、その結果を記録として保存する。

(一部抜粋)

本通知内容については、その後毎年「MR 白書」にて実態を調査している。「2018 年版 MR 白書」においては、「MR に自社の企業理念や目指す企業像を明示し、浸透している」と回答した企業が 75.2%に達し、「研修の成果を確認するために月次で知識習得度テストを行う」と回答する企業は 56.7%であった。

以上の背景から、MR 教育のあり方をこれまでの「履修主義」から「習得主義」に大きく舵を切り、要綱の改正などを検討する必要があると考える。本検討会議では事業構造改革の方向性を示すに留め、詳細な制度改正案は試験委員会および教育研修委員会にて策定するものとする。

ただし、「履修主義」から「習得主義」に変更することによって考えられる事項について以下に列挙する。

① 継続教育で定めている基礎教育は個人学習で対応し、必須時間を撤廃する

継続教育は、MR が導入教育で習得した基礎的知識などの資質を維持・向上させる教育研修であることから、継続教育における基礎教育の重要性は今後も変わらない。要綱では、継続教育のカリキュラムとして基礎教育の必須時間を定め、個人学習の比率を 50%以下と定めているが、本来基礎教育の内容は、導入教育で学習した内容の維持であり、MR テキストによって学習できることから、これを企業が集合教育によって履修することは合理的ではない。要綱を改正して必須時間を撤廃する。なお、個人学習を奨励することは、MR が医薬品情報のプロフェッショナルとして自覚を促す上でも有効な方法であると考えられる。

② 習得主義においては、成果の確認をもって基礎教育の修了認定とする。

習得主義では必須時間を撤廃する代わりに学習成果を確認し、一定レベル以上に資質を備えていることを確認できなければ修了認定できない。これまで継続教育は時間管理と企業による学習成果の確認で継続教育の修了認定としてきたが、MR を認定する以上、MR が継続教育によって MR としての必要な資質を保有し、基礎知識を維持していることを客観的に評価する必要がある。センターが継続教育の学習成果を確認することになるが、その方法については、十分に検討する必要がある。

③継続教育における基礎教育の学習に MR テキストを活用する

補完教育は MR テキストを出題範囲とした試験によって修了認定をしているが、多くの受講者が MR テキストに記載されている内容は MR として必要な基礎知識であり、補完教育はそれを学ぶ良い機会だったとコメントしている。今後、継続教育における基礎教育の学習は MR テキストを活用するよう方向性を示したので、適正な価格を設定しすべての MR に頒布する必要がある。センターは、MR テキストの電子化によるコストの削減と利便性の向上を検討し、MR の基礎教育が充実するよう支援すること。

④本提案によって集合教育の更なる充実を図る

履修主義から習得主義に変更することで、企業による集合教育が廃止されることがあってはならない。医療の現場では、患者の立場に立ち患者にとって最適な医療を行うよう多職種が連携している。「継続教育検討委員会」(座長:竹内義明 昭和大学医学部准教授)が 2018 年 2 月の最終報告において、MR のビジョンとして掲げた「患者志向に立った医薬情報の提供・収集・伝達活動を通じて、医療関係者から信頼されるパートナーを目指す」を実現するためには、医療関係者の立場を理解し、患者に思いを巡らす情報活動が求められる。これらは、決して唯一絶対の正解はなく、多様な意見に触れて医療に関わる者としての相応しさが醸成されるものである。そのため、集合教育の中でディスカッションを充実させるなどして、知識教育だけでなく倫理観やスキルの向上に注力する必要がある。これらの教育を充実させ、それをどのように修了認定に反映させるか、教育研修委員会にて十分検討してもらいたい。基礎教育を個人学習で対応することにより、これまで充ててきた集合教育の時間を減らすことなく、実践的で行動変容につながる教育を実施する必要がある。

⑤基礎教育の必須時間撤廃を、導入教育においても適用する

基礎教育に関して履修主義から習得主義に変更した場合、これを継続教育だけではなく、導入教育に適用することも検討すべきである。

本提案は上記で述べたように集合教育を否定するものではなく、集合教育に必要な時間数を企業が定めて実施するとした考え方である。企業は、導入教育における基礎教育の習得に必要な時間数について、これまでの経験上把握しているので、教育研修に必要な時間数は企業に委ねて良いと考える。

⑥導入教育における基礎教育の必須時間撤廃により、受験資格が拡大する

企業は、受講対象者を考慮して必要な時間数の導入教育を実施すればよいことから、企業内で他職種から MR へ配置転換させる場合、企業は導入教育に必要な時間数を自ら設定できる。さらに、企業に属さない個人受験を希望する者は、現行制度ではセンター認定の教育研修施設で基礎教育の修了認定を受けなければ受験資格が得られないが、導入教育の必須時間を撤廃することによって個人が MR 認定試験を受験しやすくなる。

⑦MR 認定試験の受験資格を薬学部学生等へ門戸を広げる

MR テキストは『導入教育「基礎教育」コアカリキュラム』に基づいて作成されているが、このコアカリキュラムは薬学教育モデルコアカリキュラムを参考にしている。そのため、薬剤師が MR

認定試験を受験するにあたっては、コアカリキュラムの内容と重複している科目である「医薬品情報」および「疾病と治療」が免除となる。

薬学教育モデルコアカリキュラムは、6年制薬学部の4年次で修了する内容であることから、薬学部4年次以降の学生にはMR認定試験の受験資格を付与しても良いのではないかと考える。なお、薬剤師は科目免除の対象となるが、4年次以降の薬学部学生は、全科目を受験しなければならない。合格科目の有効期限は5年間であるので、MR認定試験に合格した者は5年以内に企業に入社して実務教育の修了認定を受け、6カ月以上のMR経験を経ることで認定証が交付される。

⑧一般受験の受験資格を検討する

以上のように、基礎教育の考え方を履修主義から習得主義に変更することによって、集合教育による必須時間が撤廃され、受験資格が拡大される。薬学部の4年次以降の学生への門戸開放は一例だが、他の医療系や理料系学部卒業生など受け入れることも考えられる。受験を誰でもフリーでできることの是非を含めて、受験資格・学生の受験料をどのように設定するのか、十分に検討する必要がある。

(3)企業内教育を効果的に推進するための環境整備

センターは企業内教育を充実させるために、2019年3月に「MR継続教育の進め方手引き」を発行するとともに、2019年度中に「継続教育用資材」を頒布する。これにより、センターはMRが医療関係者の立場を理解し、患者に思いを巡らせるよう企業内教育を充実させる。今後MRに対する教育研修をさらに充実させ、MRの資質を向上するには、各方面が然るべき役割を担い、責任を果たさなければならない。そのため、本会議として各方面に以下のとおりメッセージを発信する。

①センター事務局に対して

センターはMRの資質向上を目的としてMR認定制度を運用しているのであって、制度を管理するために業務に携わっているわけではない。企業が効果的な教育研修を実施できるよう企業の事例紹介や企業の教育担当者同士が意見交換できる場を設けるなど、積極的にMRの資質向上に向けた支援活動を行うこと。

②企業の経営者に対して

企業が事業活動をおこなうには、企業理念がなければならない。企業理念で掲げた姿は社会に対する約束であり、従業員の進むべき道標である。企業が理念で描いた責任を果たし、社会から信頼される企業になるためには、企業を代表して医薬品の適正使用に関する情報活動を行うMRの資質向上は重要な経営戦略として位置付けられる。医薬品の安全管理を徹底し、適正使用を推進することが企業の最大の責務である。そのためにもMR教育の重要性を理解し、社内体制を強化してほしい。

なお、販売情報提供ガイドラインでは、経営陣の責務としてMR等に対する評価、教育の実施など社内体制を整備するよう求めていることを十分に認識すること。

③企業の教育研修担当者に対して

教育研修担当者は経営者から付託されて MR の資質向上に取り組むプロフェッショナルである。自社の企業理念を実現し、求められる MR 像を目指した資質向上策は、医療関係者から信頼され評価される MR を育成することにつながる。MR やその上司であるマネージャーと連携を強化し、医療に関わる者としてふさわしい MR の育成に努めてほしい。

④MR に対して

MR は企業を代表して日々医療関係者と接することから、医療に関わる者としての自覚と責任を持った行動をしなければならない。そのためには、ルールを遵守しマナーをわきまえた行動をとること、科学的根拠に基づいた正確な情報提供をすること、安全性に最大限注力した活動をすることなどが求められている。MR は自信と誇りと使命感を持ち、医療関係者から信頼されるパートナーとなれるよう、自ら資質向上に励んでほしい。

なお、自信をもって MR 活動を行い、自覚と責任を促すために、院内活動を行う際は必ず MR バッジを着用し、MR 認定証を携行すること。

⑤医療関係者に対して

今後 MR に対する教育研修は、自社製品中心の内容から、医療関係者の立場を理解し患者さんの気持ちに思いを巡らせる内容にシフトしていく。MR は医療関係者から信頼されるパートナーを目指して努力する所存であるので、MR の言動を見守っていただきたい。

また、MR 認定証は MR が最低限の資質を備えた証であることから、MR が院内活動をする際は、MR バッジの着用や MR 認定証の提示などを義務付けるようご協力をいただきたい。

5. 今後のスケジュール

MR 認定制度の改定は、以下のスケジュールに基づいて進める必要がある。

日程	実施内容
2019年 3月	理事長に答申 理事会にて承認
4月	決議内容をセンターホームページにて公開
4～5月	パブリックコメント募集
2019～2020年度	教育研修委員会および試験委員会にて具体策を検討
6月	評議員会にて承認
2020年 2月	センターミーティングにて検討結果の概要を説明
4月	委員会にて検討した具体策をセンターホームページに公表
4～5月	パブリックコメント募集
8月	教育研修責任者会を開催
9月	臨時理事会にて承認 評議員会にて承認
10月	内閣府へ変更認定申請 新制度をセンター発(通知)にて公布
2021年 4月	新制度施行

6. おわりに

本会議でセンターの事業構造改革について検討した結果、MR 教育のコンセプトを「履修主義」から「習得主義」へ変更することを打ち出した。21 世紀に入りグローバル化の名の下に、わが国に成果主義や自己責任などの価値観が浸透した。20 世紀末に誕生した MR 認定制度は、これまで部分的に見直しを図ってきたが、時代の求めに応じて抜本的に見直す必要があることから、今回の提案に至った。MR が企業を代表して医薬品の適正使用に関する情報活動をする者である以上、企業が責任をもって育成することには変わりはない。企業は、MR が自ら学べる環境を作り、それらを前提知識として継続教育(集合教育)が更に充実するよう、取り組んでほしい。

今後、患者中心の医療に貢献できるMRを育成するために、MR 認定制度の改定を多方面から検討する必要がある。試験委員会および教育研修委員会が細部の検討をするが、企業の意見に耳を傾ける必要がある。改革であることから痛みを伴うこともあるが、MR が医薬品情報の重要な担い手として医薬品の適正使用に資する者であり続けるためには、資質向上の方向性を安全性に大きく転換することが求められる。これらの検討は教育研修委員会に委ねるが、制度改定と併せて検討すべき重要なテーマであることを最後に付しておく。